

平成２７年度
第１回愛知県障害者施策審議会
ワーキンググループ 会議録

平成２７年９月４日（金）

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

平成27年度 第1回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

会 議 録

1 日時

平成27年9月4日（金） 午前10時から正午まで

2 場所

三の丸庁舎地下1階 105 会議室

3 出席者

荒木構成員、宇佐美構成員、加賀構成員、河口構成員、川崎構成員、園田構成員、
高橋構成員（座長）、土本構成員、徳田構成員、武藤構成員、渡辺構成員

（事務局）

障害福祉課長 ほか

4 開会

ただ今から平成27年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。

開催にあたりまして、浅野障害福祉課長から御挨拶申し上げます。

5 課長挨拶

おはようございます。愛知県の障害福祉課長の浅野でございます。

皆様方には、大変お忙しいところ第1回目の会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から県の障害者施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本ワーキンググループは、愛知県障害者施策審議会の下部組織として、次期愛知県障害者計画及び障害者差別解消法に基づく職員対応要領について御検討いただくため、7月31日の今年度第1回の障害者施策審議会にて御承認を得て、設置したものでございます。皆様方には、昨年度、第4期障害福祉計画でも、ワーキンググループを設置し、御意見を伺いましたが、引き続きとなります。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、通知させていただいておりますとおり、2件ございまして、まず、第1回審議会にて御審議いただきました次期愛知県障害者計画の骨子素案について、改めて御意見をいただきたと存じます。

次に、障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定につきまして、国の主な省庁の職員対応要領等をお示しし、本県における要領策定の方向性について、御意見をいただきたと存じます。

また、報告事項といたしまして、障害者差別解消法の施行に向けた対応として、相談及び紛争防

止等の体制整備と、障害者差別解消支援地域協議会の設置について、県の考え方を示したいと考えております。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。

ここで、私から、第1回審議会でも質疑応答がございました障害者差別解消に関する条例の制定に向けた動きについて、御報告したいと存じます。

皆さん、マスコミ報道で御承知のことと存じますが、昨日、大村知事が、この9月議会への条例の提案を見送ると発表いたしました。

これまで、県といたしましては、障害者差別につきましては、全国統一的な取扱いが必要と考え、国の動きを注視していくと御説明してきたところでございます。

こうした中、7月中旬以降、国の各省庁において、事業者向け対応指針や職員対応要領の案が順次示され、特に、8月上旬に示された厚生労働省の対応指針案については、障害特性に応じた対応例が示されるなど、関係者から高く評価される内容であり、全国統一的な取扱いが示されるものと確信できたところであります。

このため、来年4月に迫った障害者差別解消法の施行に向け、障害を理由とする差別の解消の必要性について、県民の皆様、できるだけ早く認識を深めていただけるよう、この9月議会にも条例の制定をと、検討を進めていたものでございます。

条例の内容といたしましては、障害者差別解消法の内容に沿ったものとするとともに、法で、地方公共団体には、努力義務とされている職員対応要領の策定、及びできる規定とされている差別解消支援地域協議会の設置について、条例で義務づけすることにより、障害者差別解消に取り組む県の強い姿勢を示したいと考えてきたところであります。

このように条例の内容が、国において、障害当事者の方々を含む各界の意見を十分に踏まえて制定された障害者差別解消法に沿ったものであることから、県において、改めて障害当事者等から意見をお聞きするまでのことはないものとして検討を進めておりました。

しかしながら、県が9月議会に条例案の提案を検討しているとの情報を受け、愛知障害フォーラムさんから、条例案を提案するに際しては、事前に障害当事者から意見を聴いてほしいとの強い要望をいただいたところであります。

このため、知事は、条例案について、議会提案の前に障害当事者の皆様等から御意見をいただくこととして、9月議会提案を見送ることとされたものでございます。

また、座長である高橋先生からも、障害者施策審議会で意見を聴取した方がよかったのではないかとこのような御意見をいただいているところでございます。

つきましては、職員対応要領の策定を規定する条例案であることから、本ワーキンググループで御意見をお聞きすることとして、最終的には、障害者施策審議会で御審議を賜りたいと考えております。

審議の日程につきましては、本日の2番目の議題「障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について」の中で、御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ワーキンググループ会議開催に当たりましての、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

6 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領及び本ワーキンググループの傍聴に関する要領により、公開としております。

7 資料確認

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で、会議の次第、出席者名簿、配席図、ワーキンググループ設置要領でございます。続いて、A3判で、資料1-1が4枚、資料1-2が3枚、資料2-1が1枚、資料2-2が表紙を合わせて54枚、資料3についてはA4版で1枚、資料4がA3判で3枚となっております。

不足等がございましたら、お申し出ください。

なお、本会議では、手話通訳の方に御協力を頂きながら進行してまいります。各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

8 座長挨拶

改めまして、皆様おはようございます。

本日は、お忙しい中、ワーキンググループに御出席いただきまして、ありがとうございます。

本ワーキンググループは、次期愛知県障害者計画及び障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例に基づき設置されたものであります。

本日は最初のワーキンググループであり、議題は、平成27年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ次第にありますように、「次期愛知県障害者計画の策定について」、「障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について」の2件でございます。報告事項は、「障害者差別解消法の施行に向けた対応について」として、「相談及び紛争防止等の体制整備について」と「障害者差別解消支援地域協議会の設置について」の2件でございます。

皆様の御協力をいただき、スムーズに会議を進めていきたいと思っております。

構成員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思っております。とても重要な議題であります。御遠慮なくお考えを言っていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

9 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、11時30分を予定しておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題（1）「次期愛知県障害者計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

10 議題（１） 次期愛知県障害者計画の策定について

障害福祉課 加藤主幹

「次期愛知県障害者計画の策定について」、資料１－１と１－２を使って説明いたします。

資料１－１を御覧下さい。

こちらの資料は、７月３１日に開催しました、第１回障害者施策審議会で説明させていただいており、策定の進め方につきましては御承認いただいておりますので、簡潔に説明させていただきます。

まず、１の「計画策定の趣旨」でございます。

平成２７年度は、障害者計画の性格を持つ「あいち健康福祉ビジョン」の計画期間の最終年度に当たりますので、新たに次期障害者計画を策定するものであります。

次に、２の「計画の性格・位置づけ」でございます。

障害者計画とは、障害者基本法の規定に基づき、都道府県での策定が義務付けられており、障害者施策審議会の意見をお聴きして策定してまいります。

次に、３の経緯でございます。

本県では、平成２３年６月に策定した「あいち健康福祉ビジョン」における障害者に係る記載部分を「障害者計画」として、施策の推進を図っております。

右側上の４の計画策定に当たって踏まえるべき事項でございます。

（１）の障害福祉施策に関する主な法律の施行・改正等ですが、現行のビジョン策定の平成２３年度以降に、施行・改正された主な法律を踏まえて策定してまいります。

次に、（２）の国の動向ですが、平成２５年９月に、都道府県障害者計画の基本となる「第３次障害者基本計画」が策定されております。

次の２ページをご覧くださいますと、施策分野が、従来の７分野から１０分野と、３分野が新設されております。

そこで、５の対応の方向性でございます。引き続き、今年度策定をしてまいります、次期健康福祉ビジョンを、これまでと同様に、本県の障害者計画として位置付けてまいります。また、国の「第３次障害者基本計画」で新設された３つの施策分野を盛り込んでまいります。更には、障害者基本法に基づき設置している障害者施策審議会と、新たにこの８月に設置しました、本日開催のこのワーキンググループ、更には自立支援協議会からも意見聴取を行うことにより、皆様からの意見を反映させてまいります。

次に、６の計画の骨子（素案）でございます。

現行の「健康福祉ビジョン」の構成・内容を基本としつつ、「あいちビジョン」及び国の「第３次障害者基本計画」の内容を踏まえ、作成した骨子（素案）が、次のページにありますので、３ページを御覧ください。

こちらが、分野別施策体系の骨子の素案でございます。

まず、１（１）特別支援教育の充実では、①特別支援学校の過大化の解消、②特別支援学校における幼児児童生徒への支援を、（２）特別支援教育の推進では、①校内支援体制の整備、②教員の専門性の向上、③インクルーシブ教育システムの構築で構成しております。

次に、２障害のある人の地域生活支援と療育支援では、（１）地域生活を支える体制の整備として、①住まいの場の確保、②相談支援体制の充実、③発達障害児者への支援の推進、④コミュニケーション

ョン環境の充実、そして、(2)療育・医療支援の充実では、重症心身障害児者施設の整備を、また、(3)障害のある人やその家族等が行う活動への支援で構成しております。

次に、3地域における就労支援の充実では、(1)就労支援・雇用促進、(2)職業能力の開発支援、(3)福祉的就労の充実、(4)特別支援学校における職業教育の充実で構成しております。

次に、4障害のある人の活躍の場の拡大では、(1)障害者アートの推進、(2)障害者スポーツの推進を、そして、5社会全体で支える環境の整備と5項目の柱で構成しております。

5社会全体で支える環境の整備の(1)差別の解消及び権利擁護の推進については、国の第3次障害者基本計画の新設施策分野として盛り込まれたことを踏まえて、新たに盛り込んだ項目であり、(4)安全・安心の確保についても、同様に、新たに盛り込んだ項目となっております。

続きまして資料1－2を御覧ください。

(1)として、7月31日に開催した第1回障害者施策審議会で委員の皆様からいただきました御意見の概要を資料の左側に、御意見を踏まえた今後の対応の方向性を資料の右側に記載しております。

主な対応について説明します。

番号1について、特別支援学校だけでなく、小中学校などの学校も対象に加えていただきたいとの意見につきましても、可能な限り盛り込んでいきたいと考えています。

番号3について、条例の策定自体ではなく、県としての対応が求められている個別の事項、例えば努力義務である「職員対応要領の制定」について、一歩踏み込んで計画に盛り込んでいく予定です。

番号4について、権利擁護について、「適切な利用」という言葉に留意して進めてまいりますので、素案の作成に向けて御意見をいただければと存じます。

番号5について、計画の中に精神障害者の啓発活動を盛り込むことについて、御意見を踏まえ、計画に盛り込んでまいります。

番号7について、消費者トラブルの防止等を、新たに③として、御意見を踏まえた3本柱にしてまいります。

3ページをお願いします。

こちらは、8月28日開催の障害者自立支援協議会でいただきました御意見の一覧となっております。

番号1について、計画案について、可能な限り特別支援教育連携会議などで御意見を伺いまして計画の策定を進めてまいります。

番号2、3につきましては、特別支援教育について御意見をいただいております。特別支援教育課と連携を図り、計画の策定を進めてまいります。

番号4について、ペアレントメンターを相談事業ではなく、サポートなど表現をしていただきたいという御意見を踏まえ、検討してまいります。

本日も、皆様から積極的に御意見をいただきまして、今後の計画案の策定に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、本日の資料につきましても、施策審議会の委員の皆様にもお送りして、御意見を伺ってまいります。

今後のスケジュールといたしましては、10月中旬開催のワーキンググループにおいて、計画素案を提案させていただき、御検討いただきたいと考えております。

高橋座長

ありがとうございました。

御説明にもありましたが、次期障害者計画は、障害者基本法に基づいて、愛知県における障害者施策の基本となるものを定め、それに基づき施策を長期計画で進めていくものです。したがって、現在、県が抱えている課題及び近未来に抱えるであろう課題を皆様から出していただき、計画に盛り込むことで、課題の解消に向けて努力していきたいと考えております。

皆様から、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

川崎構成員

資料1の別紙2(1)①住まいの場の確保でお願いがございます。

昨年、愛知県は、グループホームの整備について10か所要請を行ったと聞いております。しかし、今年、3か所しか採択されなかったため、障害者計画に基づいたグループホームの整備ができないのではないかと心配しております。

国は、地方分権の流れとなっているため、国の補助金を頼らず、愛知県単独の補助金を出していただけないでしょうか。愛知県単独の補助金制度を作ることによって、障害のある方々が、地域で安心して暮らせる住まいの場が確保できるのではないかと思います。

この点について、検討の余地はないでしょうか。

障害福祉課 柴田補佐

7月末に、愛知県のグループホーム整備費補助金の採択に係る国からの内示がありました。今年度は3件であり、従来に比べて随分低いものとなりました。県として、何度も国へ要望を行ったにもかかわらず、このような結果となり、大変残念に思っております。県単独のグループホームの整備費補助については、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

高橋座長

しっかり検討していただければと思います。いずれにしても、グループホームの充実については盛り込みたいところですね。

浅野障害福祉課長

国庫補助制度がある以上、財政規律上、まずはそれを獲得するのが、第一番目でありまして、先程、県として国に要請していると申し上げました。今年度は、7月に知事自ら厚生労働省へ要望を行いました。この補助金はシーリング対象となっており、毎年、10%ずつカットされている状態が続いています。かつては100億円くらいあったものが、今年度ですと26億円に落ちてしまっているということもあって、知事も危機感を持って要望をされました。来年度の国の概算要求が出ておりまして、別枠も含めて93億、財務省に要望されたということでもありますので、これがきちんと当初予算、あるいは補正に回るということがあるかもしれませんが、確保されるよう、要請活動を行っていきたいと考えております。

徳田構成員

グループホームの整備について、県独自で予算化していくことは大変重要であると考えております。特に、精神障害の方の地域における住まいの場の確保を行っていただきたいです。精神障害の方の地域における住まいの場の確保は、身体・知的に比べて遅れております。これについて、どれだけ遅れているのかをデータとして出していただければありがたいです。

精神障害の方のグループホームが増えない理由として、安定した入所者が見込まれないことが挙げられます。このため、県独自の規定を作り、入所者を補填していくと良いと思います。精神のグループホームが増えている他の自治体は、県レベルで手当を出しています。愛知県でも、ぜひ独自予算を組んでいただくよう、お願いいたします。

高橋座長

精神障害の方の地域移行については、生活と医療の問題を一緒に考える必要があります。

安定した入所者が見込めないと、部屋を貸し続けることができないため、その辺りの手当について課題があるということですね。

障害福祉課 角田主任主査

グループホームに関する施策のうち、財政上の手当以外の面から、精神障害の方が、地域で安定して暮らすことを維持することも大切な課題であると考えております。こころの健康推進室では、精神障害の方の地域定着支援に係る取組を進めてまいります。具体的には、アウトリーチの充実等を行っていきます。

高橋座長

先日の自立支援協議会でも申し上げましたが、精神障害の方の福祉に関する問題は、医療と連携を取って行わなければなりません。しかし、精神障害については別の審議会があることから、連携が悪いという実態があります。

自立支援協議会と保健所を中心とした協議会が連携をとることで、保健と福祉が一体となって支援ができる仕組みを作ることを計画に盛り込んでいただきたいと思います。

荒木構成員

グループホームがあまり増えず、住まいの場の確保が不十分であることについてです。県は、建築基準法の緩和等の施策を実施されていますが、現場では、なかなかグループホームを作るという動きになっておりません。グループホームの運営側の支援が必要ではないでしょうか。

また、現状として、グループホームの支援員が定着していません。特に、土日の対応ができない支援員が多く、入所者に対して、自宅への帰宅をお願いする例も見受けられます。事業者側が、支援員に対して支援を行っていただきたいと思います。

障害福祉課 柴田補佐

グループホームがあまり増えていかないことについて、お話の中にもありましたが、本県では、建築基準法の緩和による、既存の戸建て住宅の活用を平成 26 年から始めました。その他、グループホームの開設から運営までをサポートする支援の仕組みを導入しています。今後も施策整備を行い、グループホームの充実に努めていきたいと思っています。

支援員の問題については、報酬体系の中に、土日の日中活動の報酬が組み込まれていないことが原因であると考えられます。県では、グループホーム運営費補助金として、土日の日中活動・居宅介護に対して助成を行っています。今後も、この制度等を利用して、福祉支援員がより活動しやすい環境整備を行っていきます。

高橋座長

グループホームの支援員が辞めていくことは、グループホームの安定的運営と発展という点で大きな問題かと思われます。

どうしたら状況が改善していくと思われますか。

荒木構成員

以前、大きな事業体の中で働いていらっしゃった方が、転勤という形で、グループホームの支援員になりました。その際に、その方は、左遷させられたという意識を持たれ、支援員を続けていくか悩まれたそうです。このことから、グループホームの支援員のやり甲斐や、良いところを伝えていく必要があると思います。

また、何人かの方に、支援員をやってみないかと、お声かけをしたことがありますが、支援員をやりたくないと言われる方が多かったです。理由としては、365 日面倒をみることはできないこと等が挙げられました。支援員の勤務体制や、支援員の意義がきちんと伝わっていないのではないかと思います。

高橋座長

グループホームの質を安定的に高めていくためには、グループホームで働く人の定着と専門性が必要です。

今後グループホームを増やしていく上で、この点を念頭において検討をしていきたいと思っています。

園田構成員

2 つ質問と意見があります。

まず、資料 1－1 の別紙、1 特別支援教育の充実についてです。特別支援学校の「充実」の中身について、具体的に説明していただきたいです。

これに関連して、1 つ意見があります。2006 年に国連で障害者権利条約が採択され、手話が言語として認められました。日本でも、2013 年に障害者基本法の中で、言語に手話を含むという記載がされました。2 年前には、鳥取県で手話言語条例が制定され、学校で手話を普及する動きが出てきました。現在では、聾学校だけでなく、普通の学校の中でも、手話を広めている動きがあると聞いています。愛知県でも、聾学校で手話を普及できる取組をしていただきたいし、計画の中に手話を

広めていくという内容を入れていただきたいと思います。

2つ目です。資料1-1の別紙2(1)④コミュニケーション環境の充実についてです。県の御協力をいただき、今年4月から、愛知聴覚障害者センターを運営しています。そこでは、手話通訳者の養成や派遣を行っておりますが、私としては、いつでもどこでも必要なときに手話通訳があり、情報提供をしていただける環境を作りたいと考えています。このため、行政機関や病院において、手話のできる方を採用していただきたいと思います。

これまで、手話通訳者を育ててきましたが、実際に手話通訳活動を行われている方は少なく、手話通訳の他に仕事を持つ方も多くいらっしゃいます。聴覚障害の方が、手話通訳を頼むのではなく、行ったその場に手話通訳者がいる体制を作っていただきたいと思いますと考えております。

最後に、相談事業についてです。センターの中でも相談事業を行っていますが、これまでに比べて、相談数が2倍から3倍となっています。相談数が急増した背景に、これまで相談したくても、手話によるコミュニケーションがとれないため、諦めていた方が多くいらっしゃったことが明らかになりました。センターでは、電話をいただいて、相談が必要なところへ行く取組も行っています。

聴覚障害の方が、手話を使い、安心して話ができる場所を確保していくためにも、手話を広めていくことは大切になります。そのためにも、計画の中に、手話通訳者の積極的配置について盛り込んでいただきたいと思います。

特別支援教育課 畑中補佐

現在、聴覚に障害のある学齢児・学齢期の子どもたちは、聾学校だけでなく、小中学校の特別支援学級や、通常の学級でも多く学んでいます。そういったお子さんたちに対して、特別支援学校がセンター的機能を発揮して、巡回指導・教育相談を行っています。今後も引き続き行っていきたいと思います。

また、医学の進歩により、0歳児から聴覚障害の有無が分かるようになったため、乳幼児期からの相談が増えています。これに対して、聾学校では、聾幼児教育相談を行っています。こちらも、引き続き行っていきます。

また、聾学校のみならず、地域の小中学校と連携をとりつつ、聾学校の教員の専門性を発揮し、聴覚障害の方に対する支援を引き続き進めていきたいと思っています。

手話についてですが、条例の制定については、本課の所管ではありませんが、他県の状況等を見ながら進めていくこととなりますが、現在聾学校でも、自立活動の等の中で手話を取り入れている学校もあります。今後も必要に応じて手話も活用していきたいと考えています。

障害福祉課 柴田補佐

愛知聴覚障害者センターを開設した際に、情報支援員や相談員の増員を行ったことで、コミュニケーション環境の充実の強化が図られました。コミュニケーション環境の充実は、聴覚障害の方の社会参加のために重要であると考えておりますので、手話通訳を利用される方、手話を意思伝達支援として活動される方にとってよりよい環境作りを進めていきたいと考えております。

障害福祉課 加藤主幹

計画の中に、手話通訳者の積極的配置を盛り込むべきではという御意見について、お答えいたします。

来年4月から、障害者差別解消法が施行されます。その中で、行政機関は合理的配慮の提供が義務付けられます。病院においても、民間事業者であれば、医療機関向けの対応指針の中で、合理的配慮の具体例が示されることとなっています。

現在、国の方で、対応指針案に対するパブリック・コメントが実施されています。対応指針の中で、事業者についても合理的配慮の遵守義務が規定されているので、今後、聴覚障害のある方に対する合理的配慮も進んでいくものと考えております。

浅野障害福祉課長

手話通訳者の養成については、引き続きしっかりとやっていくということで、計画に書き込んでいくことになると思います。

障害者差別解消法には、手話通訳者の配置について、事業者の過大な負担とならない範囲でと記載されていることから、すべての事業者にいうことは、難しいと思います。ただ、合理的配慮として、筆談によるコミュニケーションが示されておりますので、差別解消法の普及について力を入れて行っていきます。

園田構成員

先程のお答えの中で、医療の進歩というお話がありましたが、医学の進歩により、人工内耳の挿入が増えてきました。

人工内耳の挿入は、医者等のすすめによって行われることが多いですが、その際に、人工内耳を挿入しなくても、手話等のコミュニケーションの方法があるという説明がされていないことが多いという現状があります。聴覚障害の方が、自らの意思で人工内耳挿入の手術を受ければ良いのですが、18歳以下であれば親の承認が必要となります。結局、人工内耳に関する理解が曖昧なまま、親の判断で手術が行われることが多いです。

人工内耳の挿入により、スポーツ活動が制限されること等があることから、病院側が、人工内耳だけでなく、色々な選択肢を提示していただける環境を作っていただきたいです。

高橋座長

人工内耳手術における自己決定権の尊重ということですね。

このことについては、どのように計画に盛り込むかが大切であると思います。

河口構成員

資料1－1別紙の3(4)特別支援学校における職業教育の充実について、質問と意見があります。

現在、高卒の一般就労は、20年前に比べて160万人から20万人へと縮小しており、求人の数も、正規職が減少しています。その結果、一般教育では、半数以上が大学へ進学しています。この点について、特別支援学校における状況はどのようなかをお伺いしたいです。

障害のある方は、オールラウンドに物事を行うよりも、得意分野を見つけ、極めていくことが大

切であると思うため、特別支援学校の生徒の就労先についても知りたいです。

また、就労全体について、障害のある女性についての記載を計画の中に盛り込んでいただきたいです。愛知県は、男女の所得格差も大きく、女性管理職の数も、他県と比較すると少ないという結果が出ています。一般男女間においても、男女格差が激しいことを踏まえると、障害者の場合、さらに激しい格差が生じているのではないかと思います。現在、このようなことを調査したデータがないため、まず、データとして上げていただければ、今後につながるのではないかと思います。

特別支援教育課 畑中補佐

一つ目の、特別支援学校高等部卒業生の進路の状況等についてお答えいたします。

高等部卒業生の約5%が大学や短大へ進学しています。進学される方は、主に盲学校や聾学校の卒業生が多いです。次に、高等部卒業生の一般就労についてですが、特別支援学校の生徒の多くは、障害者雇用枠で就職していきます。障害者雇用率が上がった企業もあることから、就職ができる生徒が増えておりますが、就職割合としては未だ低い傾向にあります。このため、小学部から、係活動を行う、挨拶をする等の指導を行い、発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を行っていきます。

また、本年度から、県の就労アドバイザーを2名、知的障害特別支援学校に配置しました。新たな就職先・実習先の開拓、現在就職されている方の定着支援等を行っていただいております。また、今年度の予算に、知的障害特別支援学校に対する、職業教育充実特別強化事業を組み込みました。就職先が愛知県の場合、職域の約半数が製造業であるため、製造業以外の就職先・実習先も増やしていけるよう、教育の見直しを行っているところです。

障害福祉課 加藤主幹

今年度、県では、男女共同参画プランの改定を進めています。その中で、障害のある女性についての記載が検討されていると聞いておりますので、担当者と連携をとり、障害者計画の中にも、障害のある女性についてのデータなどの記載を盛り込みたいと考えています。

高橋座長

差別解消法においては、女性の視点についても強調されていますので、大きな課題として取り組んでいきたいところですね。

荒木構成員

資料1－1別紙の1(2)②教員の専門性の向上についてです。

研究・研修の充実とは、特別支援学校の教員のみが対象となっているのでしょうか。

特別支援学校は、地域の特別支援教育の核であり、地域の小中学校の特別支援学級の先生方の相談を受けるなど、センター的役割を担っていると思いますが、この点についての記載はあるのでしょうか。もしないのであれば、記載をお願いしたいです。

特別支援教育課 畑中補佐

ただ今御質問いただきました、教員の専門性の向上については、特別支援学校の教員のみならず、地域の小中学校の教員や、さらには管理職の方を含め、それぞれの立場に応じた研修を実施しております。特別支援学校の、センター的機能の発揮という点では、現在、巡回・相談活動を行っております。ここ数年は、夏休みに特別支援学校で行っている、職員向けの研修に、幼稚園や高等学校にも声をかけさせていただき、多くの先生方に参加していただいています。

このように、全体として特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図っていきます。

高橋座長

時間も迫っておりますので、一旦、ここで終わらせていただきたいと思います。

御意見等がございましたら、書面で事務局へ提出していただくよう、お願いいたします。

予定では、10月中旬に開催予定の第3回ワーキンググループにおいて、計画の素案を提出いただいて、検討することになっていますので、事務局におかれましては、ただいまの御意見を踏まえ、より良い計画となるよう、計画素案の作成に努めてください。

続きまして、議題（2）「障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について」、事務局から説明をお願いします。

11 議題（2） 障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について

障害福祉課 渡辺補佐

障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について、資料2-1、2-2を利用して、説明させていただきます。

まず、策定の根拠です。障害者の権利に関する条約の批准に向け、障害者差別解消法が制定され、国内法の整備が進められています。障害者差別解消法は、障害者基本法に規定された基本原則である、「差別の禁止」を具体化するため、平成25年6月に公布された法律であり、平成28年4月1日に施行されます。

この法律の第10条で、

地方公共団体の機関は、障害を理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう、努めるものとする。

と規定されています。都道府県及び市町村においては、地方分権の観点から、職員対応要領の策定は努力義務となっていますが、本県では、職員対応要領の策定を考えております。

なお、同条第2項において、

職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

とされています。

次に、職員対応要領の性格ですが、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を作成するとされています。

記載事項として、平成27年2月24日に閣議決定された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に示されている項目が5つあります。

- ・趣旨
- ・障害を理由とする不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- ・障害を理由とする不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例
- ・相談体制の整備
- ・職員への研修・啓発

の5つです。

合理的配慮という用語について、権利条約では、

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

と定義されています。

これらの合理的配慮については、障害の特性や具体的場面、状況により異なるものであり、非常に多様で個別性の高いものであると思っています。

資料2-2を御覧ください。国の主な省庁における職員対応要領（案）等になります。厚生労働省をはじめ、内閣府、農林水産省、文部科学省、警察庁の職員対応要領案を添付いたしました。さらに、各省庁の「事業者のための対応指針案」及び対象とする事業分野と厚生労働省福祉事業者向けガイドラインを添付しています。

各省庁の対応要領案は、基本的には法律や基本方針に沿った内容となっており、中身もほぼ同様の内容となっていますが、一部省庁においては、独自の例を盛り込んでいます。本日は、厚生労働省の対応要領案を見ながら、説明させていただきます。

要領は、

- ・目的
- ・合理的配慮の提供
- ・懲戒処分等
- ・研修・啓発
- ・不当な差別的取扱いの禁止
- ・監督者の責務
- ・相談体制の整備

の7条で構成されています。

一枚御捲りいただくと、対応要領に係る留意事項が記載されています。

こちらには、第1に不当な差別的取扱いの基本的な考え方、第2に正当な理由の判断の視点が記載されています。

第3には、不当な差別的取扱いの具体例として、

- ・障害があることを理由に窓口対応を拒否された
- ・書面やパンフレットの提供を拒まれた
- ・対応の順序を後にされた
- ・説明会や会議等への出席を拒まれた

等が挙げられています。

以下、第4に合理的配慮の基本的な考え方、第5に過重な負担の基本的な考え方が記載されています。

さらに、第6に合理的配慮の具体例として、物理的環境への配慮の具体例、意思疎通の配慮の具体例、ルール・慣行の柔軟な変更の具体例がそれぞれ示されています。

次に、内閣府の対応要領の留意事項における、具体例について説明させていただきます。

7ページを御覧ください。第6の中で、物理的環境への配慮の具体例が挙げられています。段差

がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする携帯スロープを渡すなどする等の記載があります。

その下の、意思疎通の配慮具体例としては、筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる、意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する等が挙げられています。

8 ページを御覧ください。ルール・慣行の柔軟な変更の具体例として、

- ・ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える
- ・ 視覚障害の方に対して、スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する
- ・ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する

等が記載されております。これ以外にも、さまざまなケースがあろうかと思いますが、具体例としては、このようなものが例示されております。

資料 2－1 にお戻りください。

4 の策定スケジュールを御覧ください。今年度上半期中に、国の各省庁による職員対応要領と事業者のための対応指針が作成されることとなっております。下半期中には、地方公共団体における職員対応要領の作成に関する、国から地方公共団体への支援や、国民への広報・周知、特に対応指針関係業界への周知などが行われる予定となっております。県としては、国の動向を注視しながら、職員対応要領の制定に向けた準備を進めているところです。

資料の下部に、県のスケジュールを記載しています。今後のスケジュールとして、7 月 31 日に開催いたしました施策審議会では、ワーキンググループを 2 回開催することで御承認いただきましたが、県の障害者計画、職員対応要領と合わせて条例要綱（案）の検討を行うため、ワーキンググループを 3 回開催いたします。

第 2 回ワーキンググループは、9 月下旬に開催を考えており、条例要綱（案）及び県の職員対応要領の素案を提示し、御意見をお伺いしていきたいと考えております。また、第 3 回ワーキンググループは、10 月中旬に開催を考えており、第 2 回障害者施策審議会は、11 月上旬の開催を考えております。

障害福祉課 伊藤主査

追加で説明をいたします。資料 2－2、26 ページを御覧ください。

こちらは、各省庁の「事業者のための対応指針案」及び対象とする事業分野の一覧です。27 ページからは、厚生労働省が作成した、福祉事業者向けガイドラインを載せています。これらの資料を配付した理由は、事業者と同様の事業を行っている県職員に対応するためです。県職員の中でも、コロニーや病院等、事務以外の業務を行っている者もおります。このため、働いている職場によって合理的配慮や気をつけるべきことが違ってきます。

今後、県の職員対応要領を作成する上で、職種ごとの合理的配慮の記載については、お手元の配付資料にあるような、事業者向けの対応指針を参考にしていきたいと考えております。

高橋座長

職員対応要領案及び条例の検討を含めたスケジュールについて御説明いただきました。

今回は1回目ですので、基本的なことについて御意見をお伺いしていけたらと思います。

加賀構成員

職員対応要領の制定は、障害者にとってはありがたい話ですが、職員の方は、今後何かにつけて配慮をしなければならず、大変だと思います。

差別の定義はとても難しいと思います。障害当事者である私自身、施されている合理的配慮が自分に合わない場合、それは差別だと公言してしまうことがあるかもしれません。ただ、どこまでを差別だと公言するかは、その障害者のモラルにかかっていると思います。このため、職員の方には迷惑をかけるかもしれませんが、御理解御協力をいただきたいです。

高橋座長

差別についての共通理解をどのようにするか、そして差別であると公言されたことに対して、どのように処置していくかが大切であると思いますが、いかがでしょうか。

浅野障害福祉課長

国の職員対応要領の内容自体は、至極当然のことばかりと感じておりますので、県としても、しっかりと対応していきたいと思います。

障害者差別解消法については、禁止事項については、してはいけないということはわかっているものばかりと感じており、合理的配慮をしないこと自体を禁止と定めている点が肝であると思っています。どのようなことが合理的配慮に当たるのか、今後事例も増えていくものと思いますが、職員対応要領策定後は、県職員全員に対して周知を図ってまいりたいと思っております。

それで、具体的事例について、資料2-2を配付した趣旨だけお話させていただきます。

まず、厚生労働省は、障害福祉施策の大本であるため、載せさせていただきました。内閣府は、障害者施策の窓口となっているので載せさせていただきました。厚生労働省案と内閣府当初案の具体的事例はほぼ同じですが、内閣府パブリック・コメント案では、少し具体例が増えています。農林水産省は、具体例の数が割と多いため、載せさせていただきました。

県の職員対応要領は、この辺りの職員対応要領案を参考として、県としてそぐわないものを除き、幅広く取り入れていきたいと考えています。

文部科学省と警察庁を載せた理由としては、事務と異なるものが含まれ、参考になるかと思い、載せさせていただきました。しかし、こちらも厚生労働省や内閣府のものとあまり変わっていません。教育分野などについても、職員対応要領の中ではあまり記述されていません。

文部科学省の職員は、事務職員が多く、実際の教育現場にいらっしゃる方は、国ではなく、法人化された組織の中にいらっしゃるのだと思います。そのような方々に対しては、事業者向けの指針案が示されておりまして、26 ページに、各省庁が対象とする事業分野を示していますが、その一例として、27 ページから厚生労働省の福祉事業者向けのガイドラインを付けさせていただきました。こちらには、具体的事例が多く示されております。

県の場合には、例えばコロニーですと、中央病院や福祉施設も持っており、職員が事業を行って

いるため、事業者向けの対応指針に記載されている具体例も、職員対応要領の中に取り込んでいく必要があると考えています。

37 ページを御覧ください。冒頭の挨拶で高く評価されていると申し上げましたが、このページの右側から、障害特性に応じた対応が示されています。この点についても、本県の職員対応要領に盛り込んでいきたいと考えています。

徳田構成員

施策審議会で、井上委員もおっしゃっていましたが、精神障害に関する普及啓発や精神障害の方に対する理解は、未だに不足しています。精神障害の方への理解がある方は、専門家の医者や看護師など、限られています。このため、精神障害の方への差別が起きてしまう。

したがって、障害者基本法の改正や障害者差別解消法に基づく職員対応要領の制定を行う際に、国の指針を見て作るだけでなく、国を参考にしつつ、大キャンペーンを行ってほしいです。障害者団体のヒアリングはもちろんですが、「あったらいいな、こんな配慮」を広く県民に求めたり、差別を受けた等の辛い体験を募集し、それらをまとめた資料を作り、話し合いの機会を持っていただきたいです。

シンポジウムやイベント等で、精神障害や発達障害、難病といった、理解が進んでいない障害について、地域で話し合いを行えば、それらの障害に対する理解が広がり、障害者と健常者が一緒に生活できる、良い関係が築けると思います。この機会を利用して、「あったらいいな、こんな配慮」キャンペーンを、マスコミを使って行ってほしいです。

浅野障害福祉課長

法の趣旨を県民へ伝達することは県の責務であり、そのためにも条例を制定し、県自らのものとして取り組みたいということで検討しているもので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。ただ、具体例を、キャンペーンを行って募るということになりますと、我々が作るのは愛知県職員の対応要領であり、事業者向けの対応指針は主務大臣によって作られます。県としては、差別の考え方は全国統一的でなければならないと考えているため、愛知県内の事業者到他県と異なる差別の考え方を示すことはいかなるものかと思っています。

現在、国の各省庁において、パブリック・コメントが行われています。もし、適当な合理的配慮の具体例がおありになれば、そちらに意見を寄せられてはどうでしょうか。

高橋座長

このことについては、後に説明される、障害者差別解消支援地域協議会にどのような役割を持たせるかということにも関連してくると思います。今後、警察や教育委員会など、特徴のある職員対応要領案が出されてくると考えられます。また、その際に御意見をお伺いしていけたらと思います。

最後に、報告事項に移ります。

報告事項は、「障害者差別解消法の施行に向けた対応について」としまして、「① 相談及び紛争防止等の体制整備について」と「② 障害者差別解消支援地域協議会の設置について」の2件あります。事務局から2件まとめて説明していただいた後に、まとめて御意見や御質問等があればお伺いします。

12 報告事項 障害者差別解消法の施行に向けた対応について

- ① 相談及び紛争防止等の体制整備について
- ② 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

障害福祉課 伊藤主査

資料3を御覧ください。相談及び紛争防止等の体制整備についてです。

障害者差別解消法第14条では、

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

と定められております。

これは、障害を理由とする差別に関して障害者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制整備を行うもので、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備していきます。

対応の方針としては、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実、具体的には各行政分野における既存の相談窓口のネットワーク化等を考えています。この方針については、本年2月に国で閣議決定され、通知された、差別解消法に関する基本方針に沿ったものとなっています。

次に、個別の相談に対する相談のスキームです。相談者に対するワンストップの対応を基本として、相談への対応は、一義的には既存の窓口が行うものとします。しかし、幅広い分野にまたがる障害者差別に関する相談に対し、必ずしも当該相談におけるすべての問題を当初受け付けた機関だけで解決することは困難であることから、相談窓口においては、関係機関のリスト、相談内容の記録を整備するなどして相談の一時的な受け皿となり、自ら対応できない事案については、他の適切な機関につなぐといった対応をしてきます。

いずれにしても、相談に訪れた方が、たらい回しにされることだけは絶対に無いよう、各相談窓口に対し、しっかりと対応方針を周知していきます。

各相談窓口については、相談対応終了後は障害福祉課に相談の内容、対応した結果等を報告することを想定しています。個人情報の取り扱いには十分に注意しつつ、必要に応じて障害者差別解消支援地域協議会において対応例を共有し、今後の対応の向上を図っていききたいと思います。

既存の相談窓口について、今回は県の福祉関係の窓口をいくつか例示しました。相談者に分かりやすい情報発信にも努めていきます。

続いて、資料4を御覧ください。障害者差別解消支援地域協議会の設置についてです。

こちらは、障害者差別解消法第17条に関連したもので、地域における様々な情報機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織するものです。

障害者差別解消支援地域協議会は、法律では組織できるという任意規定となっていますが、本県では設置していきたいと考えています。対応の方向としては、障害者虐待防止法に基づき、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることを目的として設置された、障害者虐待防止連携会議に機能を付加させることで、対応していきます。

一枚御捲りください。愛知県虐待防止連携会議の要綱になります。こちらを改正し、愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会として改正案を検討しています。

さらに一枚御捲りください。こちらは、協議会の構成員となっています。太字下線部の機関を新たに構成員として加えたいと考えています。

最初のページにお戻りください。対応のスキームです。

- ・相談窓口となる機関等に構成機関となっていただきます。
- ・個別の事案に関する協議については、住民に身近な市町村の地域協議会が担います。
- ・県の地域協議会は市町村協議会のバックアップを行うとともに、各相談窓口からの情報提供を踏まえた協議に基づき、地域における障害者差別を解消するための取組に関する提言を行い、広域の取組を推進するといった役割分担を基本とします。

主な協議事項としては、次のとおりです。

- ・関係機関から提供された障害者差別に関する相談事例について、具体的な対応例を共有します。
- ・関係機関における紛争の解決に至った事例や合理的配慮の好事例、相談から合理的な配慮に関する環境の整備を実施するに至った取組などの事例を紹介・分析することによる事案の発生を予防するための取組に関する協議を行います。

報告事項は以上です。

高橋座長

ありがとうございました。

ただいま御説明のありました2件について、御意見や御質問等があればお伺いします。

徳田構成員

障害者差別解消地域支援協議会は、障害者虐待防止連携会議を拡充させて設置という形で大丈夫なのでしょうか。

障害者虐待は年々増えており、深刻な問題だと思います。虐待という重要課題に加えて、差別解消法の役割を付加するのは、荷が重すぎるかと思いますが。

障害福祉課 伊藤主査

差別解消支援については、法施行前であり、障害者虐待連携防止会議の回数を増やすことを検討しつつ、実施していきたいと考えています。

障害福祉課 立花補佐

県の障害者虐待防止連携会議は、障害者虐待の防止について、地域における関係機関との協力体制の整備と充実を目的としており、個々の虐待事例を協議しているわけではないことを申し添えておきます。

高橋座長

公開制をどうするのかという問題もありますので、その点も御検討いただければと思います。

13 会議終了

高橋座長

まだまだ御意見もおありかと思えます。

もし御意見がありましたら、事務局に書面等で御意見をお寄せいただければ、さらに検討が充実したものとなると思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局におかれましては、本日出ました御意見や御質問を元に、障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。

では、事務局にお返しします。

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

なお、本年度第2回目のワーキンググループを、9月24日(木)の午後に開催する予定としております。正式に決まり次第、開催通知を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料については、ワーキンググループ構成員以外の障害者施策審議会の委員の方にもお送りして、御意見を伺います。

構成員の皆様方におかれましては、本県の障害者支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

以上で、平成27年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。